



## 役員退職金と個人営業時代の功績通算

●5万円の最終報酬月額●

役員退職給与に関しては、注目される判決や裁決が相次ぎ、実務にも影響を及ぼしています。

平成5年6月29日高松地裁判決は、原告X社設立後1年6ヶ月で死亡退職した取締役会長（代表取締役の父）の個人経営時代及び前身会社時代の功績を評価して支払った3,500万円の役員退職給与を否認した税務署長の更正処分を争った事例です。

◎原告X社の取締役甲は昭和33年個人経営の木材卸売業を始め、昭和45年X社の前身であるA法人を設立、最盛期には年商12億円にまで発展させたものの、取引先の倒産により連鎖倒産の憂き目に遭い、甲は私財を提供して昭和60年、任意整理を終了しました。そのころ、長男乙は30歳で経験も浅いため父親甲の指導・協力を受け個人経営の木材卸売業を始め、やがて昭和63年、原告X社を設立して代表取締役となり、健康を害していた父親甲は取締役会長に就任しました。X社は、個人経営時代の取引先・事務所・設備を引き継いで年間売上も4億円に近づいた矢先、甲の死亡退職という事件が起きたのです。そこで、取締役会長甲の役員退職給与と弔慰金の計算の基礎となつた最終報酬月額5万円が低過ぎるか否かが主要な争点となりました。

◎X社は「会社発足後日も浅く、業績も未だ回復していないかったので、当面は生活費のかかる社長に月額825,000円を支払い、生活費のあまりかかるない会長には、月額5万円しか支払っていなかったものであるから、甲の会社に対する貢献度、功績を考慮する必要がある」と主張し、一方税務署長は「最終の報酬月額5万円は著しく低額とはいえないし、そうでなくともせいぜいのところ、会長の5万円と社長

の825,000円の合計額の2分の1程度であり、なお百歩譲って社長の平成元年8月分と9月分の平均報酬額825,000円とするのが相当であるとしても、更正処分は適法である」と主張しました。

◎裁判所は最終報酬月額について次のように判断しています。

「①A法人が倒産する直前の甲の報酬は月86万円であった。

②昭和60年から息子乙が始めた個人経営時代における父親甲の報酬は月額40万円であった。

③原告設立以後は、月5万円と定められたが生活費として息子から月約40万円程度を受領していた。

④甲は肝硬変で入退院を繰り返していたが、退院中は仕入先や銀行と交渉したり社長を指導していた。等の事実を考慮すると甲の最終報酬月額5万円は低額に過ぎ、適正額は原告の代表者の報酬月額平成元年8月分75万円と9月分90万円の平均額825,000円の2分の1である412,500円と認めるのが相当である」

この裁判所では、会社の継続性と勤務年数の通算の可否、弔慰金の適正額、生命保険金を原資とする点等についても判断した上、結局は総額主義によって納税者の請求は棄却されています。

.....(資料提供 東京税理士データバンク室)